

万博を契機としたものづくり中小企業の技術開発支援事業
(Beyond 5G 材料開発支援) 実施要綱

(目的)

第1条 地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「大阪技術研」）は、「万博を契機としたものづくり中小企業の技術開発支援事業」（以下「本事業」という。）において、万博を契機として研究開発が進むと予想される材料・素材開発への中小企業の参入を促すとともに、新しい技術の実証による競争力の強化及びビジネスチャンス拡大の支援のため、予算に定める範囲において助成金を交付するものとし、その交付について必要な事項を定める。

(助成の内容)

第2条 助成は、大阪市内中小企業、または大阪市内中小企業を含む共同体（以下、「助成事業者」という。）に対して行う。

2 助成の対象となる開発課題（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、大阪技術研は、その開発に係る大阪技術研の支援メニュー（技術相談、依頼試験、装置使用、受託研究、受託研究員設置の使用料等）の費用を助成金として交付する。

(1) Beyond 5G に求められる材料要件の実現をめざす開発で、次世代の産業の核となりうる要素技術としてイノベーションに期待がもてること。

(2) 今後の市場の確保、産業基盤の維持に貢献でき、高い確率で成功が期待される開発であること。

(3) 助成事業が、大阪技術研を利用することによって開発の加速が見込まれるものであること。

(4) 助成事業はすでに別途採択されている公募事業と同一でないこと。

3 助成額の上限は、一助成事業あたり単年度300万円とし、別途予算の定める範囲内で定める。

4 助成の期間は、令和5年6月1日から最長で令和8年3月31日とする。

(助成の対象)

第3条 助成事業の対象となる分野は次のいずれか、または、複数に該当するものとする。

(1) 高速通信 (Beyond 5G) 用低誘電損失型プリント配線基板ならびにその材料（樹脂、接着剤等化学品、回路形成に必要な材料等）や技術の開発

(2) 高速通信 (Beyond 5G) 用電磁波シールド、アンテナならびにその材料や技術に関わる開発

(3) 高速通信 (Beyond 5G) 技術に求められるその他の材料や技術の開発

2 助成事業の対象となる助成事業者は、次の要件を承諾または満たしているものとする。

(1) 中小企業が主体となり、2025年大阪・関西大阪万博の大阪ヘルスケアパビリオン「大阪技術研の展示・出展ゾーン」リボーンチャレンジに出展するとともに、必要な負担金を支出すること。

(2) 見本市、展示会などへの出展に協力できること。

- (3) 本事業の助成を受けたことを公表できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はおそれがあると認められる場合でないこと。

（助成事業申請書）

第4条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、助成事業申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、所定の書類を添付して別途定める応募期間内に提出するものとする。

（審査）

第5条 提出された助成事業申請書は、大阪技術研による書類審査で不備が認められなかったものについて、別途定める選考委員会設置要綱にしたがって委嘱された外部委員で構成される選考委員会によって審査を行うものとする。

2 助成事業の審査基準は次のとおりとする。

（1）技術開発課題の進歩性、優位性

Beyond 5G用材料としての進歩性が期待される技術、技術群が含まれていること。

（2）目標設定の妥当性

期間内の目標設定が妥当で、（大阪万博、各種見本市や展示会に）成果として展示可能な試作品または製品の作製が見込まれること。

（3）マッチング適性

大阪技術研による技術支援を活用することで進捗を加速することが期待できる開発内容であること。

（4）イノベーションの可能性

技術的に大きな可能性を秘め、開発計画に合理性があり、将来の水平展開が期待できるものであること。

（採択の決定及び通知）

第6条 理事長は、前条に規定する助成事業申請書を受理した場合は、理事長が委嘱する選考委員で構成する選考委員会の審査に付し、その審査結果をもとに採択の決定をしたときは、助成事業採択決定通知書（様式第2-1号）により、また不採択の決定をしたときは、助成事業不採択決定通知書（様式第2-2号）により通知する。

2 理事長は、採択の決定した助成事業について、助成事業者を代表する企業名と採択課題について公表するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 助成事業の採択決定を受けた者が、申請を取り下げようとするときは、助成事業採択決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に助成事業申請取下書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の取下げがあったときは、当該助成事業の採択決定はなかったものとみなす。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成事業者は、事業期間において助成事業者が使用した大阪技術研の有償の支援メニューの費用を請求するものとする。

2 理事長は、請求があった費用のうち、本助成事業に該当すると認めたものについて支払いを免除することにより交付に代える。

(助成事業の変更)

第9条 助成事業者は、助成事業の内容等の変更をしようとするときは、助成事業変更承認申請書(様式第4号)により行うものとし、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、助成事業中止・廃止承認申請書(様式第5号)により行うものとする。ただし、研究開発を実施するうえでやむを得ず生じてくる事業計画の変更等軽微な変更として理事長が判断したものについてはこの限りでない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 理事長は、助成事業の採択決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成事業の採択決定の取消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、理事長は、助成事業事情変更による採択決定取消・変更通知書(様式第6号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業等の適正な遂行)

第11条 助成事業者は、助成事業を目的外の用途に使用をしてはならない。

(立入検査等)

第12条 理事長は、助成の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、助成事業者に対して報告を求め、又は助成事業者の承諾を得たうえで職員に当該助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(進捗管理及び実績報告)

第13条 助成事業者は、毎年度末及び別に大阪技術研から求めがあった場合には、進捗報告のため別途通知する所定の期日までに助成事業実績報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業実績報告書(様式第7号)を助成事業完了後(中止、廃止の承認を受けた場合を含む)10日以内に理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類

の審査及び必要な場合は現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が助成事業の採択決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを精査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成事業金額確定通知書（様式第8号）により助成事業者へに通知するものとする。

（決定の取消し）

第15条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消し、若しくは大阪技術研の支援メニュー利用目的で交付済みの助成金相当額の返金を求めることができる。

- （1）この要綱に違反したとき
- （2）助成事業の採択に際して付した条件に違反したとき
- （3）助成事業が不相当と認められたとき

2 理事長は、前項の規定による取消しを行ったときは、助成事業決定取消通知書（様式第9号）に、助成事業決定を取消した旨の理由を記載し通知するものとする。

（助成事業の中止）

第16条 理事長は、天災や大阪市で本助成事業予算が可決されない等その他やむをえない理由により助成事業の継続が困難となったときは、本助成事業の一部又は全部を中止することができる。その場合、中止した助成事業の取り扱いについては助成事業者と協議するものとする。

2 理事長は、助成事業者による開発用資材及び設備の提供が助成事業申請書に記載されている場合において、必要な時期にそれらの提供が行われなときは、助成事業の一部又は全部を中止することができる。

3 助成事業者はやむを得ない理由がある場合、助成事業の一部又は全部の中止を申請することができる。

（成果の公表）

第17条 大阪技術研は、助成事業により得られた成果について、その概要を公表することができる。ただし、助成事業者から今後の研究開発又は事業化に支障があると申し入れがあった場合は、協議のうえ一定期間その一部又は全部を公表しないこととする。

（助成事業完了後の調査への協力）

第17条 助成事業者は、大阪技術研が、助成事業完了後、その効果を測定するための調査を行う場合は、協力しなければならない。

（知的財産の取扱い）

第18条 本助成事業における知的財産の取扱いは、助成事業者が利用した大阪技術研の各支援メニューが定めるところによる。

2 本助成事業において、大阪技術研の支援メニューに定める発明、ノウハウその他の知的財産が生じた場合、助成事業者は大阪技術研に速やかに通知する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。